

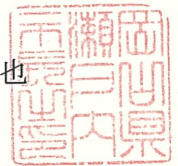
公 告

瀬戸内市公告第7号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定めたので、同条第8項の規定により公告するとともに、当該計画の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月28日

瀬戸内市長 武久 顕也



【策定した地域計画写の縦覧場所】

瀬戸内市役所	瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1
瀬戸内市役所牛窓支所	瀬戸内市牛窓町牛窓 4911 番地
瀬戸内市役所長船支所	瀬戸内市長船町土師 288 番地 1
瀬戸内市役所裳掛出張所	瀬戸内市邑久町虫明 534 番地 2